

ACPとASIMの共同ステートメント

- American College of Physicians (ACP)とAmerican Society of Internal Medicine (ASIM)が共同でステートメントを発出(2002年)。
- 患者の安全と医療事故の防止のため、医師の指導監督の下に薬剤師と医師がコラボレーティブ プラクティス アグリーメント (Collaborative Practice Agreement: CPA) を結び、薬剤師が薬物療法をマネージングすることを推奨。
- CDTMは、医師の診断に係る知識と経験、薬剤師の薬物療法と疾病管理 (Disease Management) に係る知識と経験を最大化するもの。

最大の成功モデルは、医師が診断をし、最初の薬物療法に係る判断を行う。その後、薬剤師に対して、薬物療法の選択、モニター、調整と中断等の薬物療法を管理する権限を与えることにより、薬剤師と医師が患者の治療効果に対して責任とリスクをシェアするもの。

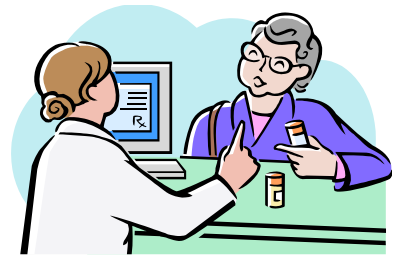
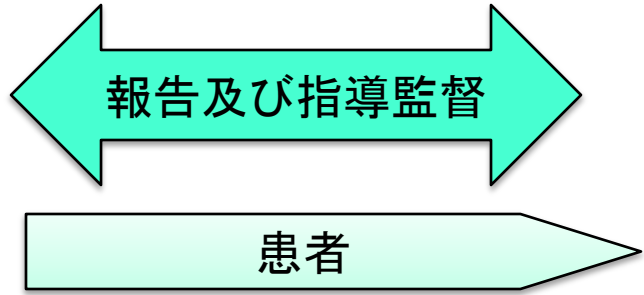
CDTMによる医師と薬剤師の共同した診療



プロトコールに
基づいた治療



医師による診断と
治療方針の決定



薬剤師による薬
物療法のマネー
ジングの実施

②英国薬剤師の場合

1. 補助的処方者 (Supplementary Prescriber)

✓ 特定の医師とコンビを組み、医師の処方に基づき補足的に処方することが認められている(医師の診断・処方に基づき、モニタリングとその投薬量の調整)。

✓ 認められている資格者と医薬品

2001年5月～ 薬剤師と看護師のみ

→ 医師との治療方針に基づいていれば、麻薬や適応外処方も含め取り扱いに関する制限なし

2005年4月～ 検眼士、理学療法士、

レントゲン技師、足治療士

→ 各専門分野の医薬品に制限

✓ 薬剤師の補助的処方者(2007年)

イングランド 約800人、

イギリス全土 約1,500人

2. 独立処方者 (Independent Prescriber)

✓ 診断を伴い、医師以外による処方が認められている(ただし、専門分野・能力の範囲内という条件付き)。

✓ 認められている資格者と医薬品

2006年5月～ 薬剤師と看護師のみ

→ Drug Tariff (Part XVIIIB) に規定される医薬品(未承認薬の処方は禁止)

✓ トレーニングコースは、補助的処方と同様、大学薬学部が行う(薬剤師の場合)

✓ 薬剤師の独立処方者(～2007年)

イングランド400人以上、